

見守り 新鮮情報

第158号

事例1 過去に**医療機関債**の契約をした。「医療機関債の**被害回復**ができる」という電話がかかってきて、「犯人が刑務所に入ってしまうと被害は回復されなくなる。**今日中**に被害回復を**申し込めば**半分くらい**取り戻せる**かもしれない」と言われた。どうしてうちに電話してきたのか尋ねると、「**マスコミ関係者**で**情報を入手**した」などと言われた。(70歳代 女性)

事例2 **高齢の両親**の住む実家に帰ったとき、たまたま電話を取ると、「**医療機関債の被害者名簿**が**警察**から回ってきて1軒ずつ電話している。**被害救済**をしているが、取り戻した金額の10%の**手数料**をもらう」という話だった。両親は昨年医療機関債を購入していたらしい。このような**被害救済の話は本当か**。(70歳代 男性)



「医療機関債の被害を回復する」!? 不審な勧誘に注意!

ひとこと助言

相談してね



見守るくん

- かつて「医療機関債」の購入で被害を受けた高齢者が、見知らぬ業者から「被害を回復する」などと言われ、手数料や新たな商品の契約を迫られたという相談が寄せられています。
- 他にも、「新しい債権を買った人だけ救済する」等と勧誘されたり、「預金があると被害救済を受けられない」と預金を下ろすように誘導されたりするケースもあります。
- お金を支払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。うまい話を持ちかけられても、安易に信用しないことが大切です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。